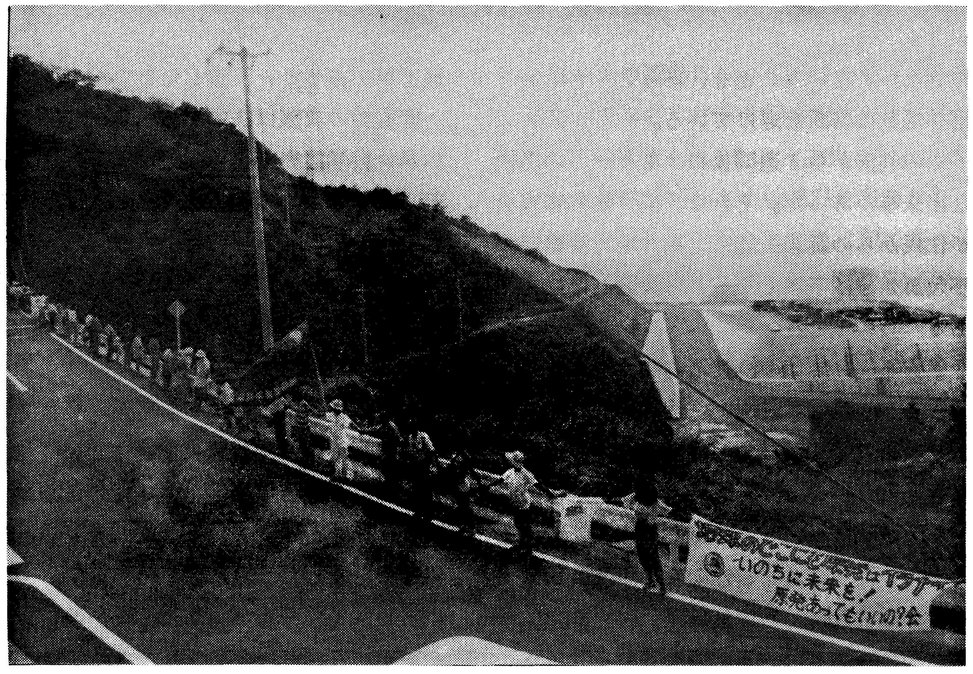

追い詰められた四国電力

原発構内で「まつり」

四電は同社の労働組合と共催で、法律的にも危険区域とされている伊方原発敷地内で、伊方町民だけを対象にした「発電所まつり」を９月１０日に開くと発表した。しかもその内容は、子供を対象にした「仮面ライダーブラックＲＸ」ショーだとか、タコ焼きなどの「出店コーナー」、といったふざけたもの。

その規模は５００人とし、町民にチラシを郵送して参加を募集し、同時に、参加制限もありうると反対派排除をにおわしている。

伊方の住民や「原発さよなら愛媛ネットワーク」の人たちは、この馬鹿げた「まつり」に反発し、その違法性や、事故が発生した時にどうするのか、といったことを追及して抗議行動と町民への呼び掛けを展開中。詳細は次号で報告の予定。

会計報告 （'89.8/1～8/31）

収　入		
会　費		62,000
ニュース購読料		66,500
	計	128,500
支　出		
ニュース印刷代		16,450
郵送料		10,129
振替手数料		450
資料費		4,264
ゼロックス・リース料		10,300
	計	41,593
差　引		86,907
積立金合計		2,499,660

伊方訴訟ニュース

第 193 号
1989年 9 月15日

伊方原発訴訟を支援する会

連絡先 〒530 大阪市北区西天満４－９－15 第一神明ビル
藤田法律事務所 電話 06－363－2112 口座 大阪３－48780

― 名古屋高裁金沢支部「もんじゅ」判決 ―

「放射性物質は数百キロの遠方に及ぶ」
司法界に広がるチェルノブイリの衝撃

福井県若狭地方の住民４０名は４年前に、超危険な高速増殖炉「もんじゅ」の建設に反対して、国（総理大臣）の設置許可の無効と設置主体の動力炉核燃料事業団に対する建設差し止めとを、並行して請求する裁判を起こした。国を相手に「設置許可取消」でなく「無効確認」を請求したのは、前者の提訴可能期限が過ぎていたためであった。

これに対して福井地裁は、一昨年１２月、「住民には無効を提訴する資格（原告適格）は無い」との門前払いの判決を下した。住民らは直ちに名古屋高裁に控訴して争っていたが、それに対する判決が７月１９日に出た。その判決は、多くの人たちの予想を覆し、福井地裁の判断を否定して裁判のやり直しを命じるという画期的なものであった。

今回の判決は二つの部分より成っていて、その前半部では、伊方訴訟判決以来の流れにそって、住民らは設置許可処分に対して「法律上の利益を有する者」と判示している。ただ、その内容は以下のように、原発の危険を伊方判決よりさらに深刻に受け止めており、チェルノブイリの衝撃が裁判所にも及んでいることを示している。

「原子炉事故のうち最大のものは冷却材喪失事故であり、冷却材が喪失して炉心が溶融し、格納容器が破壊され、放射性物質が環境へ放出される最悪の事態を想定すると、放射性物質は半径数キロメートルないしは数十キロメートルの範囲の地域を直撃し、気象条件によっては百キロメートルないしは数百メートルの遠方にまで及び、避難が遅れた住民の生命・身体に （４頁右につづく）

２号炉第３９回公判
10月12日（木）午前10時より
松山地裁大法廷

住民側は、前回に提出した書面（２頁参照）を陳述する。さる６月１５日に伊方原発西南３０キロの地点に米軍ジェット機が墜落した際に愛媛県民が味わった恐怖を述べ、原発上空の飛行を禁止できないのなら「二度あることは三度ある」ことを防ぐためには、伊方原発の撤去以外に道のないことを訴える予定。

原告準備書面

－二度あることは三度ある－
（１９８９年７月13日提出）

（一）　原発近くの飛行機墜落

―二度あることは三度ある―

去る六月十二日、本件伊方原子力発電所二号炉（以下伊方二号炉とよぶ）から南東へ約三十キロメートルの、本県東宇和郡野村町の山中に、米軍岩国基地所属のジェット戦闘機ＦＨ１８ホーネットが墜落した（甲二十七号証の一）。ちょうど一年前伊方原発真近の山中に、米軍ヘリコプターが墜落（昭和六十三年七月提出原告準備書面参照）したのに続いてのことであり、我々伊方原発立地県民にとっては大きな衝撃であった。

県民の受けたショックがとんなに大きなものであったか、今回のジェット機墜落後の六月十五日付愛媛新聞の社説を引用する（甲二十七号証の二）。

「空恐ろしい米軍機墜落事故」と題した社説は「当然ながら、人家を直撃する可能性もあった。すぐ近くに野村ダムがあり、満水であっただけに破壊された場合はどうなるか、下流地域に図り知れない被害をもたらす事態も否定できない。最大の問題は、墜落場所が伊方原発から南東約三十キロメートルしか離れていない所であることだ。昨年六月の米軍ヘリ墜落の場合は、わずか一キロ程度と近距離で、それに比べると、まだ離れているから安心だという理屈にならぬことは言うまでもない。むしろ、二度あることは三度あるということわざが空恐ろしい」。

この社説を一読した限りでも、我々県民がいかに原発への飛行機の墜落の恐れをもっているかわかるはずだ。

ちなみに、今回墜落のジェット機は、マッハ一・八である。これは、今回墜落した場所野村町から伊方二号炉まで、わずか五十秒足らずで達するのである。三十キロという距離が、飛行機にとって、いかに近距離であるかということが理解出来るはずだ。

（二）　原発上空は飛行機銀座だ

我々は、昭和六十三年七月提出の準備書面において、伊方二号炉上空は、単に米軍機ばかりでなく、自衛隊機、さらには、民間航空機の定期航空路になっている危険空域であることを指摘してきた。

ところが、驚くことに、伊方二号炉上空は、こうした飛行機の航路ばかりか、民間航空機の訓練空域であるという事実がわかった（甲二十七号証の三）。

本件被告の国は、昭和四十六年に、伊方原発上空から北に向かって約三十六キロ、幅約十五キロにわたって、民間航空機の訓練空域に指定しているのである。この事実は国（運輸省）も認めている事実である（甲二十七号証の四）。

にもかかわらず被告国側は、その準備書面（十一）の十一ページにおいて、我々原告の「墜落を想定した審査をしたかどうか」という求釈明に対し「本件安全審査においては、本件敷地近くに飛行場はなく、又上空に定期航空路も通っていないので、本件原子炉格納容器への航空機の墜落を想定する必要はないと判断した」と答弁。あたかも伊方二号炉上空は飛行機が飛んでいないかのごとく言及、安全審査の対象から除外している。

定期航空路がないどころか、伊方二号炉上空は、米軍機や自衛隊機の通路であるうえに、なんと、“素人”が操縦する民間航空機の訓練空域の真下にあったのである。つまり、自動車練習場コースの中に、小屋を建てたようなものなのである。

伊方原発周辺は、過去三十七年間で三十二回も、飛行機やヘリコプターの墜落や不時着が起きている（甲二十七号証の五の一・同五の二）。こうした飛行機事故多発地であることは、何よりも、本件伊方二号炉上空が“飛行機銀座”になっていることの証しである。

ここで重ねて強調しておきたい。二度あることは三度あるのことわざが恐ろしい。この恐れが起きた時は取り返しがつかないのである。

こうした危険を無視した本件安全審査は、審査の名に価しない。即刻本件の許可処分を取り消すべきだ。

求釈明

被告が本年一月二十日に提出した準備書面は、誠に理解しがたい奇妙極まるものである。通俗の凡人たる原告には、何のことやらさっぱりわからないので、次の釈明を求める。

同書面のＰ４（２）の４行の文章、

「本件許可処分は、右指針が定められた昭和五十二年六月十四日以前になされたものではあるが、本件安全審査においても、右指針に基づくのと同様の考え方に基づいて、航空機墜落に関して審査が行なわれたものである」（原文通り、停点は原告加筆）と主張している。

先ず第一に、指針も定められていない時点で、ありもしない指針に「基づくのと同様の考え方に基づいて……審査した」という意味が全く理解できない。

一、原子炉設置許可という重大な審査について、本件審査では立地条件の最重要事項の「断層」について、成文化したものがなかったのと同様に、外部からの飛来物、あるいは航空機の墜落についても、この審査の内容を具体的に示す法律もなく、基準もなく、その上、いわゆる指針すらもない状態で「審査」を行ったと主張する。被告の本件安全審査と許可の内容にはリツ然とする以外にない。しかし、被告が指針すらない状況で、あえて「審査した」と主張する以上、被告は、本件安全審査資料中から「航空機墜落に関して審査を行った」という被告の主張を証拠づける資料を、本件安全審査資料中から具体的に示せ。

二、右審査は、被告が昭和六十年五月二十三日に提出した書面中の、どの部会で、いつ、誰によって審査が行なわれたのかを具体的に示せ。再度強調しておく。何年何月何日の、どの部会で、出席者の氏名、その日用いた審査資料の内容、審議の議事録―の五点について、具体的に、一つも欠かさず明確に示せ。

もし、右事項を示すことができない場合は、被告の「航空機墜落について審査した」という主張は、何に基づいているのかを釈明せよ。

三、被告は、昭和五十九年六月二十九日提出の準備書面において、過去十五年間の岩国を基地とした、米軍機並びに自衛隊機の飛行コースについて「把握していない」と釈明している。同書面から十五年前といえば、昭和四十四年から、本件二号炉審査期間を含んだ

期間である。

では、被告は、本件原子炉が、岩国基地と沖縄の米軍基地の間に位置すること、更に、本県内と周辺に、審査以前、及び審査期間中に、米軍機、自衛隊機の墜落事故が現実に発生していたにもかかわらず、「把握していない」のは、なぜなのか。これらの飛行コース、回数等を把握せずに「本件原子炉への外部からの飛来物、あるいは航空機の墜落を想定する必要がない」とした被告の判断の根拠を、本件審査資料中から証拠を示して釈明せよ。

四、右判断を行った審査委員名を明示せよ。

五、昨年、今年の二回の米軍機墜落事故の報道の中で、高知県沖に、自衛隊及び米軍の軍事演習海域が（いわゆるＬ及びリマ海域）在ることが指摘、報道されている。今回の野村町の墜落事故も、同所への飛行中もしくは帰還中の事故と公表されている。

（一）同軍事演習海域は、何年何月何日に設けられたのか。

（二）同海域の設定時期が、本件許可処分以前である場合、同海域と岩国基地との間に本件原子炉が存在していることを知りながら、何故、本件の外部からの飛来物、航空機落下の想定（注、被告は「本件二号炉の上空に定期航空路がなく、敷地周辺に飛行場もないことを確認しているので、航空機墜落を想定する必要がないと判断した」と釈明していることを確認されたい）から、はずしたのか。なぜ考慮の対象としなかったのか、について明確に釈明せよ。

（三）右判断を成した者の氏名を明示せよ。

（四）軍事海域と岩国基地間を飛行する米軍、自衛隊機の飛行コース、回数、及び各状況について把握しなくとも、本件原子炉への飛来物、航空機の墜落について、この可能性を審査しなくても、本件原子炉の飛来物、航空機についての審査を行った、と主張できる根拠、及び、本件原子炉からの核燃料物質の外部への漏出はない、と判断した根拠は何に基づいているか。本件審査の資料中より証拠を示せ。

（五）原告が一九八三年（昭和五十八年）十二月九日に提出した書面において、「被告が準備書面（四）で……一方で『商業用発電用原子炉において、右のような事態（すなわち、外部への放射能放出という事態）は皆無である』と答弁書で……原子炉一般の例をもって本件伊方二号炉の安全防護の証拠に採用しておきながら……その同じ主張当事者が、他方で……伊方二号炉と同型のＴＭＩ二号炉との関連については……部品の容量や形状が違うので「ＴＭＩ事故の発生が何ら本件安全審査の合理性を左右するものではない」と言いたてるのである。……故に、……被告に対し、この矛盾を直ちに解消する論理・主張を提示するよう要求・主張するものである―との原告の要求に対して、明確な釈明を行なえ。

（１頁からつづく）重大な放射能障害を及ぼし、・・・、いかに注意深く設計し厳密に管理しても、事故の可能性を皆無とする完全な保証はない」と。

しかし、住民の全面勝訴を避けたいとの意向からであろうが、半径２０キロより遠方の住民らについては、「時間的に避難の可能性がある」という珍妙な理由をつけて、提訴の権利を認めず門前払いしている。

判決の後半部では、無効確認請求に必要とされている「補充の要件」、つまり、「無効請求以外の訴えによって目的を達することができない」ということを、あっさりと認め、福井地裁の判断を退けている。

この判決から１週間後に、もう一つの痛快な出来事があった。それは、福井検察審査会が住民からの訴えを認め、福井地方検察庁の不起訴処分は不当である、と決議したことである。

伊方原発と同型の関西電力高浜原発１号炉で、１９８７年７月に、一次冷却材ポンプが異常振動し原子炉が緊急停止するという事故が発生した。そしてその原因は、定期検査期間を短縮しようとして蒸気発生器内に設置していた装置の金具が、運転中に脱落しポンプに吸い込まれたためであった。

若狭の住民らは、上記の装置の設置は安全審査を受けない違法工事であると、福井検察庁に関西電力の社長らを告発した。同時に、高浜原発の隣接県である京都府の住民らも、高浜３、４号炉でも同様の工事がやられていたことを突き止め、同検察庁に告発の手続きを取った。

それに対して同検察庁は、昨年７月に、訳の分からない理由を付けて二つの告発を退け不起訴処分の決定をしたのである。今回、福井検察審査会（有権者からくじ引きで選出した１１名で構成）は、以下のような痛快な理由をかかげて住民らを支持した。

若狭の住民らの告発については「装置の設置は蒸気発生器の改造で、国の安全審査を必要とする基本設計事項の変更に当たる」とする一方、京都の人たちからの告発については「極秘のうちに無許可で変更工事を完了して知らぬ顔の半兵衛を決め込んでおり、それがばれた時点では既に公訴時効が完成していてどうしようもないということは、あまりにも理不尽である」と決議したのである。

審査会の決議は法的な強制力をもっていないが、科学技術庁がびっくり仰天したことに示されているように、今回の決議が司法界や原発推進派に与えた打撃は強烈であった。

台風一過の伊方原発を取り囲んで二度めの「人間の鎖」

「原発さよなら四国ネットワーク」は、伊方３号炉の増設中止の要求を中心に「'89原発止めよう伊方集会」を、８月２６、２７の両日に開き、四国各地と東京、大阪などから駆け付けた人たちが参加した。

初日は午前中から、周辺地域へのビラ入れや伊方町役場への申し入れ、さらには、役場周辺でのパレードなどを繰り広げた。午後からは、台風１７号の接近で、予定していた「テント村」の計画は残念なことに中止。

二日目は午前中、八幡浜市内の労働会館で交流集会が開かれ、伊方原発反対八西連絡協議会の広野さんはじめ地元の人たちの報告を聞いた。その間に台風は近くを通過し、時々青空ものぞくようになる。元気を取り戻した人たちは午後から、伊方の九町地区で「踊り竜」を先頭に、町の人たちに呼び掛けながら賑やかにパレード。

その後、昨年の秋と同様に、伊方原発を見下ろす道路ぎわで約２００名の「人間の鎖」を作り（次頁写真参照）、「原発はいらない」などとシュプレヒコールを繰り返した。そしてゲート前で原発責任者との会見を申し入れたが拒否されたため、抗議の集会を開き「これからも粘り強く伊方原発を追いつめよう」と申し合わせて帰路についた。